



葉 山 町
令和4年4月26日
記 者 発 表

高額介護サービス費の算定誤りについて

1 概 要

介護保険制度では、介護保険サービス利用者の自己負担額が一定の上限を超えた場合に、自己負担額を軽減するためのサービス費（高額介護サービス費）を支給していますが、一部の公費負担医療の対象となっている介護保険サービスを利用した場合について、高額介護サービス費の算定に誤りがあり、支給すべきサービス費に不足が生じていることが判明いたしました。

本件につきまして、関係する町民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

2 原 因

一部の公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）対象者について、公費負担医療支給額を控除しても、なお利用者負担額が残る場合は、その利用者負担額を自己負担額に含めて算定すべきところを含めずに算定していたことによるものです。

3 追加支給対象

- (1) 対象者数 11名
- (2) 金 額 184,796円
- (3) 対象期間 令和2年1月利用分から令和3年12月利用分まで

4 今後の対応

該当する方に対しましては、お詫びしてお知らせするとともに、サービス費の追加支給を速やかに行います。

問合せ

福祉部福祉課 鹿島、松井

電話 046-876-1111 内線230